

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
◎高知県心身障害者扶養共済制度に係る 歳入金の督促に関する督促状の様式の 定め (障害福祉課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) (")	3
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 則	4
その他	
○地方公務員等共済組合法による令和元 年度決算の要旨 (市町村振興 課)	4

告 示

高知県告示第569号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
災害対策に関する調査
- 2 調査の目的
南海トラフ地震への備えとして、医療機関の災害対策の状況を把握し、対策の強化の推進及び今後の支援策を検討するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
医療機関
 - (3) 属性

県内の病院及び有床診療所
4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
 - ア 施設の耐震化について
 - イ スプリンクラー設備の状況について
 - ウ 自家発電機について
 - エ エレベーターの設備について
 - オ 診療に要する水の確保対策について
 - カ 災害対策マニュアル及び訓練について
 - キ 災害時の外部との通信手段について
 - ク 備蓄の状況について
 - ケ 病院機能が失われた場合の入院患者の避難先について
 - コ 職員の安否確認方法について
 - サ 勤務する医師の居住地について
 - シ 県が主催する災害医療研修について
- (2) その基準となる期日
毎年6月1日（一部の事項を除く。）

5 報告を求める者

- (1) 数
約190医療機関
- (2) 選定方法
県内の病院及び診療所一覧による全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が病院及び有床診療所に直接報告を求める。
- (2) 調査方法
県が郵送により調査票を送付し、郵送又は電子メールにより回収する。

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
1年
- (2) 調査の実施期間
毎年7月下旬から8月中旬まで

高知県告示第570号

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第124条第2項の規定に基づき、高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）に基づく高知県心身障害者扶養共済制度に係る歳入金の督促に関する督促状の様式を次のとおり定める。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

年 月 日

様

高知県知事



督促状

あなたが加入している高知県心身障害者扶養共済制度の 年 月分の掛金について、下記のとおり未納となっていますので、 年 月 日 () までに納付してください。

記

年 月分 円

備考 既に納付されている場合は、この督促状と行き違いになったものですので、ご了承ください。

問い合わせ先

高知県告示第571号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- (2) 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ窪川店
高岡郡四万十町古市町66番1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
高知市高須一丁目5番30号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 文 則	高知市高須一丁目 5番30号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年2月19日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,025平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
40台
 - イ 駐輪場の収容台数
18台
 - ウ 荷さばき施設の面積
60平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
6立方メートル

- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社よどや	午前 8 時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時30分から午前零時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和 2 年 6 月 18 日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十町役場
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容
- 高知県告示第572号**
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 2 年 7 月 14 日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町橋浦字清水164番 1	前	5.7	47
		11.9	
			5.7

	後	11.9	47
--	---	------	----

高知県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 2 年 7 月 14 日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字ナバ木1439番 9 から 幡多郡大月町春遠字ウスギ131番 1 まで	130	令和 2 年 7 月 14 日

高知県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和 2 年 7 月 14 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 2 年 7 月 14 日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町橋浦字清水164番 1	47	令和 2 年 7 月 14 日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和 2 年 7 月 14 日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和 2 年 8 月 29 日 午前10時から	東洋町役場	わな猟免許
令和 2 年 9 月 11 日 午前10時から	高知県立ふくし交流 プラザ	わな猟免許
令和 2 年 9 月 12 日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
令和 2 年 11 月 7 日 午前10時から	〃	わな猟免許及び網 猟免許
令和 2 年 11 月 8 日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
令和 2 年 12 月 5 日 午前10時から	黒潮町ふるさと総合 センター	わな猟免許
令和 2 年 12 月 6 日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
令和 2 年 12 月 20 日 午前10時から	安芸市総合社会福祉 センター	わな猟免許
令和 3 年 1 月 23 日 午前10時から	高知県立ふくし交流 プラザ	わな猟免許
令和 3 年 1 月 24 日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

- 4 狩猟免許申請書の配布場所
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

18 職員の条例附則第17項に規定する作業に従事したときにおける第9条第4項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び職員の条例附則第17項第1号から第3号までの規定により支給する特殊勤務手当」とする。

19 警察職員の条例附則第17項に規定する作業に従事したときにおける第9条第4項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び警察職員の条例附則第17項の規定により支給する特殊勤務手当」とする。

別表第1の6の表1の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則付則第18項及び第19項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和元年度の決算の要旨を公告する。

令和2年7月14日

高知県市町村職員共済組合理事長 板原 啓文

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
貸付金	3,184,105	8,342,966	436,153	67,181	127,056	125,967				
特定健康診査等収入						26,071				
掛金	3,242,995		436,152			123,383				
組合員保険料		5,311,737								
施設収入・商品売上							120,535			8,897
基礎年金交付金										
利息及び貯当金				845	22	20	5	779,120		
その他の収入	568,161				63,037	6,506	44,346	92,360	11,224	4,672
他経理から繰入					24,617		100,000			
前年度支払準備金	471,932									
前年度繰越長期給付積立金										
計	7,467,193	13,654,703	872,305	67,181	214,732	281,947	264,886	871,480	11,224	13,669
給付	3,113,674									
役員給与										
旅費・事務費					64,276	29,255		53,547	4,502	
商品仕入					12,127	2,661	1,193	3,511	986	211
飲食材料費							2,341			8,228
委託費・委託管理費							15,364			
支払利息					5,012	4,851	22,098	3,765	32	208
連合会払込金	76,954						681	644,036	7,069	349
前期高齢者納付金	1,166,175									
後期高齢者支援金	1,249,910									
病床転換支援金	6									
老人保健拠出金										
退職者給付拠出金	121									
基礎年金拠出金負担金										
他経理へ繰入	24,617							100,000		
その他の支出	1,066,844	13,654,703	872,305	67,181	121,165	238,859	244,906	49,475	3,857	5,109
次年度支払準備金	474,459									
次年度繰越長期給付積立金										
計	7,172,760	13,654,703	872,305	67,181	202,580	275,629	286,583	854,334	17,078	14,105
差引当期利益又は当期損失金(△)	294,432				12,152	6,318	△ 21,697	17,146	△ 5,854	△ 5,306

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	退職等年金 経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資産												
流動資産	1,293,649	815,569	54,831	410	7,532		339,168	389,297	170,197	11,895,417	105,586	104,737
固定資産					728,000		7,496	2,366	1,117,519	65,878,165	873,725	
繰延資産												
資産合計	1,293,649	815,569	54,831	410	735,532		346,664	391,663	1,287,716	77,773,582	979,311	104,737
負債												
流動負債	11,089	815,569	54,831	410			7,979	20,273	10,962	73,508,327	74	1,247
固定負債	474,459				735,532		121,562	52,505	122,789	82,043	777,542	58,000
負債合計	485,548	815,569	54,831	410	735,532		129,541	72,778	133,751	73,590,370	777,616	59,247
資本剰余金							647		150,000			
積立金												
資本												
利益剰余金又は次報金	808,101						216,476	318,885	1,003,965	4,183,212	201,695	45,490
資本合計	808,101						217,123	318,885	1,153,965	4,183,212	201,695	45,490
負債・資本合計	1,293,649	815,569	54,831	410	735,532		346,664	391,663	1,287,716	77,773,582	979,311	104,737